官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通三）　二
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（経済産業八〇）　二
〔その他告示〕
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁三）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務九三）　五
○保安林の指定をする件（農林水産八〇二～八〇九）　五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同八一〇）　六
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同八一一）　六
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同八一二）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同八一三）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同八一四）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（同八一五）　八
○陸上における爆撃訓練を実施する件（防衛一二九）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　九
〔皇室事項〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整備事業計画書の公表について（農林水産省）　九
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　二
会社その他　二四

省　令

○厚生労働省国土交通省令第三号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○経済産業省告示第八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十六日

経済産業大臣　武藤　容治

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第三条**　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。 二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。 三　特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。 四　経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。 五　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。 六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第三条**　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。 二　第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。 三　特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。 四　経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。 五　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。 六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。
（特定技能外国人受入事業実施法人の登録） **第四条**　製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であって、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。 一　次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。 イ　特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用	（新設）
（新設）	（経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。 二　特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあっては、協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。 三　経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。 四　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。 五　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

ロ　法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施

二　第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。

三　協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うこと。

（登録の申請）

第五条　前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ　第四条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三　第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

（登録に関する通知）

第七条　経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第八条　第四条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2　第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収等）

第九条　経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二　第八条第一項の規定に違反したとき。

三　不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

（公表）

第十一条　経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一　名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録をした年月日

三　登録を取り消した年月日

3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公私の機関に係る基準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下この条において「新告示」という。）第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2　前項の場合には、新告示第三条の規定は、適用しない。

その他告示

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日

消防庁長官　池田　達雄

記

AE—㉒—1325　サンビック株式会社
C—⑬—7133　株式会社タマサービス
C—⑧—7134　株式会社ユーゴー
E—⑬—47967　飛鳥企画株式会社
E—㉑—47968　株式会社マツダ装飾
E—㊷—47971　川辺　勝也
E—㉒—47948　保坂内装株式会社
E—㊵—47969　株式会社Ｌｅａｄ
E—㊵—47970　株式会社ハルトコーポレーション
E—㉓—47974　株式会社ジェイアイテック
E—㉓—47976　峰松　卓吾
E—㉓—47977　株式会社ファムファースト
E—㉗—47978　西本商事株式会社
E—㉗—47979　前川　佳史
E—⑧—47966　株式会社森久
E—①—47975　小川　富子
E—㉝—47982　花谷　健次
E—⑪—47972　株式会社アーキテクノ
E—㉓—47983　有限会社広栄
E—㉑—47984　奥田　泰成
E—㉓—47981　株式会社みしまくろす
E—⑧—47985　有限会社栗原畳工業
E—①—47990　伊勢　一幸
E—⑬—47973　田所　敏幸
E—⑪—47987　株式会社ミヤタ創建
E—⑳—47988　杉本　秀明
E—㉝—48002　株式会社道夢建装
E—⑫—47994　株式会社キムラ
E—㉗—47996　進藤　誠
E—㉓—48004　株式会社安江建装
E—⑬—47980　株式会社ライズテック
E—①—47991　株式会社匠建
E—㉓—47995　喜多　保夫
E—①—48012　加藤　祐司
E—⑬—47986　株式会社グローバルＪ＆Ｋ
E—①—47989　株式会社細田総業
E—㉝—48001　橋本　靖明
E—⑭—47992　小泉　芳洋
E—㊳—48003　伊藤　修久
E—㉚—47998　上畑　彰彦
E—⑳—48008　花村　俊
E—㉘—47997　株式会社富士装飾工業
E—㊵—47999　株式会社彩葉
E—㊵—48000　株式会社ハタヤマ内装表具
E—⑫—48007　立倉　竜次
E—㊸—48013　江藤　将司
E—⑬—47993　福田　昭一
E—㉗—48020　嶋津　和司
E—⑭—48009　株式会社ＳＥＩＫＥＮ
E—①—48011　三浦　彰博
E—⑫—48016　株式会社大七住建
E—㊲—48018　小笠原英哲
E—㉘—48021　有限会社武内縫製
E—㉓—48005　株式会社カジハラ
E—①—48028　有限会社小林畳内装店
E—㉓—48025　株式会社マルシゲ商店
E—①—48030　目黒　武
E—⑬—48010　株式会社品川建設
E—㊴—48019　岡村　拓郎
E—①—48024　合同会社インテリアＨＡＲＵ
E—⑬—48015　中村　忍
E—㉚—48032　坂口　誠治
E—㊼—48014　大内　達也
E—㊵—48027　株式会社ワトソン
E—⑩—48022　有限会社ツツミ

E—㉖—48033　福井セン有限会社
E—㉗—48035　ＫＥＮＫＥＮ株式会社
E—⑬—48023　株式会社徳屋
E—①—48026　アーリーユーズ株式会社
E—㉝—48029　株式会社住まいるシード
E—㊳—48034　槙　寛太
E—㉙—48038　寺尾　友児
E—⑭—48043　有限会社服部表具店
E—㊳—48045　中岡　友和
E—㊹—48047　株式会社Aqua Interior
E—㊻—48048　牧迫　幸男
E—㊻—48041　株式会社ＢＵＩＬＤ
E—㉚—48037　株式会社アーバンヒルズ建設
E—①—48039　前多　政雪
E—⑭—48006　株式会社侑大
E—①—48031　株式会社内装技研
E—①—48050　小野　隆臣
E—㉝—48052　合同会社平川内装
E—㉓—48017　伊藤　抄介
E—㉝—48051　株式会社ライフデコレーション
E—⑯—48055　原装飾株式会社
E—①—48049　株式会社ベストプランニング
E—㉚—48053　ナカイ装飾株式会社
E—㉚—48054　吉本　哲也
E—④—48064　株式会社快宅Ｒｅｆｏｒｍ
E—⑳—48066　株式会社美匠
E—㉗—48046　株式会社ＮＥＯ　ＣＲＥＡＴＩＯＮ
E—㉙—48061　株式会社シモムラ
E—①—48040　岡村　由行
E—①—48044　株式会社フォートライフ
E—㉓—48059　株式会社佐々木内装
E—①—48060　株式会社中野工業
E—⑳—48057　鳥居　正美
E—①—48068　髙橋　秀之
E—⑭—48065　株式会社日昇
E—㉓—48070　有限会社西川内装店
E—㉗—48036　東イン株式会社
E—㉗—48063　大鹿　剛幸
E—⑬—48042　三雄株式会社
E—⑫—48056　株式会社雄久建設
E—⑭—48058　合同会社Drooping eyes
E—⑭—48067　株式会社ｅｓ
E—③—48071　猫塚　智明
E—㊻—48077　義永　幸男
E—①—48075　中西　珠美
E—㉘—48081　株式会社テラダインテリア
E—㉘—48062　株式会社ライジング
E—㊵—48080　株式会社アールズクラフト
E—㊸—48083　株式会社トレーズ
E—㉓—48091　株式会社笹原内装
E—㊵—48079　藤原　建吾
E—㊵—48087　株式会社Free Life
F—⑬—1727　株式会社フォーユアアンビエントすけの
F—⑬—1728　株式会社アクタス
F—⑬—1729　江東　新
F—⑬—1730　株式会社Ones holding company
F—⑬—1732　ボンド商事株式会社
F—㉓—1733　豊通ファシリティーズ株式会社
FE—㉒—1726　有限会社新井塗装店
FE—⑬—1731　合同会社Tubeless Works

○法務省告示第九十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月二十六日

法務大臣　鈴木　馨祐

東京法務局所属　見米　正
東京法務局所属　木下　雅博

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市内住字橋詰二五九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字三反田一七四の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三反田一七四の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂一〇一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字合ノ坂一〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字下道目木二六七五の一、二六七六の三、二六七六の五、二六七六の六、二六七六の八、二七二一の一、二七二二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下道目木二六七五の一・二六七六の三・二六七六の五・二六七六の六・二六七六の八・二七二一の一・二七二二の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字花立三一七九の二、三一八三の三、三一八五の一、三一八八の一、三一九三、三一九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字花立三一七九の二・三一八三の三・三一八五の一・三一八八の一・三一九三・三一九四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町下横山字向野四八七九（次の図に示す部分に限る。）、四八七八の一、四八八〇の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字向野四八七八の一・四八七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町今字金堀谷一七一五、一七一六、字本迫一七七一の二、一七七三の一、一七七三の二、黒木町笠原字峯尾一四〇〇の二、一四〇九の一から一四〇九の三まで、一四一三から一四一五まで、一四一八から一四二一まで、一五六六、一五六七の一、一五六七の二、一五六八、字芹ノ迫一五六九の一から一五六九の四まで、一五七〇、一五七二から一五七四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県大牟田市大字岩本字焼石一七二四の一、大字上内字山口川原四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字焼石一七二四の一・字山口川原四〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○農林水産省告示第八百十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第千二百三十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）	（略）	（略）
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）		米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち地方農政局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）（新設）	
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち海岸事業及び農業農村整備事業に係るものに限る。）			
（略）		（略）	

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十四号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第七百三十三号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち農山漁村地域整備交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金（新設）	（略）

○農林水産省告示第八百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものを除く。）	
（略）	

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）
米穀安定供給活動支援対策費補助金（周年供給・需要拡大支援に係るもののうち沖縄総合事務局長の管轄する区域を越える取組以外のものに限る。）（新設）	
（略）	

○農林水産省告示第八百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第千二百三十五号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
補助金等の予算科目	事務の内容
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係るものに限る。）	（略）

改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十七年農林水産省告示第千二百三十五号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十三年農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示する。

令和七年五月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
事務の内容	補助金等の予算科目
（略）	（略）
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金、指導監督交付金及び新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金のうち治山事業及び森林整備事業に係るものを除く。）	海岸保全施設整備事業費補助
（略）	（略）
（削る）	

改正前	
事務の内容	補助金等の予算科目
（略）	（略）
地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び指導監督交付金を除く。）	海岸保全施設整備事業費補助
（新設）	
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十三年農林水産省告示第五百三十八号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

○防衛省告示第百二十九号

陸上における爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月二十六日

防衛大臣　中谷　元

日時	令和七年六月二日から同月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで
区域	次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる地上並びにその上空で平均海面高からの高度四、二六八メートル以下までの部分 (ア)　北緯三五度二七分〇四秒　東経一三八度四五分四四秒 (イ)　北緯三五度二七分一〇秒　東経一三八度五三分〇〇秒 (ウ)　北緯三五度一六分五八秒　東経一三八度五三分一〇秒 (エ)　北緯三五度一六分五八秒　東経一三八度五五分一九秒 (オ)　北緯三五度一三分〇四秒　東経一三八度五五分二七秒 (カ)　北緯三五度一三分一四秒　東経一三八度四六分〇八秒
航空機	実施機
爆撃訓練は、有視界気象状態下で、前記区域に接近又は進入する航空機が存在しないことを確認しながら実施する。	その他

国会事項

衆議院

議決通知

五月二十二日本院は人事官に川本裕子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は原子力委員会委員に吉橋幸子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は個人情報保護委員会委員長に手塚悟を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は預金保険機構理事に田口紀子及び島村英を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害等調整委員会委員に中村也寸志及び大瀧敦子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫、大草透、岡田美弥子、藤本雅彦及び田渕正朗を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に増一行を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は労働保険審査会委員に菅野淑子及び齋藤育子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃及び本田文子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は社会保険審査会委員に浦野真美子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は原子力規制委員会委員に杉山智之及び神田玲子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案送付

五月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

質問書提出

五月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書

（八幡愛提出）

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書（杉村慎治提出）

音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ＩＣＴ活用の整備に関する質問主意書（八幡愛提出）
米の価格高騰対策に関する質問主意書（竹上裕子提出）

政府特別補佐人承認

五月二十二日額賀議長は、石破内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十七回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

参議院

議事日程

五月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号
令和七年五月二十三日（金曜日）
午前十時開議
第一　海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第四　森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第四三号）
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）
航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

議案受領（予備審査）

五月二十二日衆議院から次の議案が送付された。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出）（衆第三一号）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内より予提出）（衆第三二号）

報告書提出

五月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（閣法第四二号）審査報告書
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書
千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一三号）審査報告書
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

政府特別補佐人承認

五月二十二日関口議長は、石破内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百十七回国会政府特別補佐人として承認した。

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

人事異動

内閣

国務大臣に任命する
　国務大臣　小泉進次郎
願に依り本官を免ずる
　同　江藤　拓
農林水産大臣を命ずる
　小泉進次郎
○農林水産大臣臨時代理解職
　同　浅尾慶一郎
内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　佐野　浩明
特命全権大使に任命する（以上五月二十一日）

最高裁判所

熊本家庭裁判所判事兼簡易裁判所判事
　小野寺優子
熊本家庭裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所所長を命ずる
熊本簡易裁判所判事に補する
　簡易裁判所判事兼判事
　松葉佐隆之
小倉簡易裁判所判事に補する
小倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる
福岡地方裁判所小倉支部長を命ずる
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる
福岡家庭裁判所小倉支部長を命ずる
　福岡高等裁判所判事・福岡簡易裁判所判事
　三井　教匡
福岡地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する（以上五月二十日）

皇室事項

認証官任命式

五月二十一日午後五時三十五分、宮中において、国務大臣小泉進次郎、公正取引委員会委員長茶谷栄治及び特命全権大使佐野浩明の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

隠岐海峡地区にかかる特定漁港漁場整備事業計画書の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。
令和７年５月26日
　農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、隠岐海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画書を、水産庁漁港漁場整備部事業課、水産庁境港漁業調整事務所、鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課、島根県農林水産部沿岸漁業振興課、島根県西部農林水産振興センター及び島根県隠岐支庁農林水産局水産部水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

産業

日本産業規格

令和７年５月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和７年５月26日
　厚生労働大臣　福岡　資麿
　経済産業大臣　武藤　容治
記
制定された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）

土工機械－機能安全－第３部：制御システムの安全関連部に使用される電気・電子コンポーネントの環境性能及び試験要求事項	A8341－3

（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

諸事項

公告

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（ヒ）第２０２９号
東京都新宿区西新宿３丁目３番13号　西新宿水間ビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社リージョナルライト
代表清算人　岡崎　啓佑
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
岐阜県高山市国府町宇津江2775番地
清算株式会社　吉城電子工業株式会社
代表清算人　伊藤　哲雄
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第１号
徳島県海部郡海陽町中山字石堤１番地１
清算株式会社　株式会社アトム
代表清算人　左津前里美
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所阿南支部

令和７年（ヒ）第１号
香川県観音寺市坂本町５丁目17番17号
清算株式会社　新光実業株式会社
代表清算人　山崎　裕之
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号
名古屋市東区泉２丁目５番26号
清算株式会社　アシストモーゲージ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００１号
千葉市若葉区千城台西１丁目40番８号
清算株式会社　株式会社ヤハギ
代表清算人　鈴木　　輝
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号

横浜市中区港町２丁目９番地
清算株式会社　マイクロ・ダイヤモンド株式会社
代表清算人　中島　博邦

１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、本項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　３　第１項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額に按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、各協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　４　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３００４号

大阪府東大阪市荒本西３丁目２番25号
清算株式会社　株式会社エルグラン
代表清算人　林　　恒己

１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件協定を認可する。
　協定
　１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
　２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
　３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和６年（ミ）第１－９号

京都市中京区一之船入町537番20号ＦＩＳ御池ビル９階
更生会社　寛一商店株式会社
北海道函館市松陰町24番１号
更生会社　アサヒ調剤薬局株式会社
滋賀県東近江市八日市緑町13番14号
更生会社　有限会社ハヤシデラ
青森市大字安田字近野１番地329
更生会社　有限会社共生商会
北海道函館市桔梗１丁目２番９号
更生会社　株式会社ハーベリィ科学研究所
新潟県長岡市曲新町687－４
更生会社　株式会社ソフトリー
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１
更生会社　有限会社ライフプランニング
新潟市中央区関屋田町１丁目117番地１
更生会社　新潟医薬株式会社
新潟市東区粟山３丁目１番８号
更生会社　有限会社さくら調剤薬局

１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年５月12日から同年６月23日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年６月２日

令和７年５月12日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年七月一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十九日
掲載頁　四十八頁（号外第二七九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十二月二十日
掲載頁　三十七頁（号外第二九七号）

令和七年五月二十六日
群馬県前橋市中内町七八番地の一
（甲）株式会社共進
代表取締役　時山　純
新潟県新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地
三一
（乙）株式会社カトウ産業
代表取締役　時山　純

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　三頁

令和七年五月二十六日
埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目一九番一〇号
（甲）株式会社こうゆう
代表取締役　高濱　正伸
東京都中央区日本橋小伝馬町七番一〇号
（乙）株式会社エッセンシャル出版社
代表取締役　小林　真弓
東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地五
駿河台スピックビル
（丙）株式会社ＥＤＵＰＬＡ
代表取締役　高濱　正伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十頁（号外第一〇八号）

（乙）清算株式会社です。
令和七年五月二十六日
埼玉県飯能市大字上名栗三一九三番地一
（甲）鳥居観光株式会社
代表取締役　平沼　庸生
埼玉県飯能市大字上名栗三一九六番地
（乙）観世音センター株式会社
代表清算人　平沼　庸生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　六十一頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十六日
東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号
（甲）株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役　吉田　直樹
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
（乙）株式会社エルエヌ
代表取締役　石井　祐司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年五月一日
　掲載頁　六十八頁（号外第九十九号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年五月一日
　掲載頁　六十八頁（号外第九十九号）

令和七年五月二十六日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一番七号
（甲）テクノブリッジＮＫＥ株式会社
代表取締役　田中　宏和

東京都千代田区神田淡路町二丁目一番七号
（乙）ｕｎｋｎｏｗｎｄｏｏｒ株式会社
代表取締役　田中　宏和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.jce.co.jp
（乙）https://www.sun-reform.jp

令和七年五月二十六日

東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号
（甲）日本商業施設株式会社
代表取締役　平田　一馬

愛知県稲沢市天池五反田町一番地
（乙）株式会社サンリフォーム
代表取締役　服部　剛之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年三月二十七日
　掲載頁　六頁
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年三月二十一日
　掲載頁　八十九頁（号外第五十九号）

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号
（甲）株式会社東京アセットソリューション　代表取締役　寺敷　信昭

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号
（乙）株式会社ＳＴホールディングス
代表取締役　棚原慎太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年五月二十三日
　掲載頁　三頁

令和七年五月二十六日

東京都港区麻布十番一丁目二―七
（甲）株式会社メイアス
代表取締役　水谷　亮

奈良県大和高田市旭南町六番一六号
（乙）株式会社アビラス
代表取締役　水谷　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

東京都中央区日本橋室町一丁目一三番一号
ＤＫノア四階
（甲）合同会社グリームライン
代表社員　日髙　真子

東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号日本橋ＣＥＴビル二階
（乙）合同会社弥生エステート
代表社員　日髙　康昌

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年三月三日
　掲載頁　一二二頁（号外第四十二号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号
（甲）佐藤ビル株式会社
代表取締役　棚原慎太郎

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号
（乙）有限会社鷹岩商事
取締役　棚原慎太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年七月二十三日
　掲載頁　七十七頁（号外第一七四号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年七月二十三日
　掲載頁　八十頁（号外第一七四号）

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（甲）Ｗｈｉｔｅ　Ｊａｐａｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　松﨑　耕介

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
（乙）マフテックグループ株式会社
代表取締役社長ＣＥＯ　松﨑　耕介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年五月十三日
　掲載頁　一一九頁（号外第一〇五号）
（丙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年五月十三日
　掲載頁　一二〇頁（号外第一〇五号）
（丁）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年五月十三日
　掲載頁　一二〇頁（号外第一〇五号）

令和七年五月二十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号
（甲）ＫＹＧホールディングス株式会社
代表取締役　水野　仁

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号
（乙）関東通商株式会社
代表取締役　谷川　悠

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号
（丙）株式会社悠イング
代表取締役　谷川　悠

名古屋市千種区千種一丁目一五番一号
（丁）学悠出版株式会社
代表取締役　谷川　悠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十月二十一日
　掲載頁　七十三頁（号外第二四五号）
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和六年十月二十一日
　掲載頁　七十四頁（号外第二四五号）

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区船橋六丁目六番一〇号
（甲）株式会社東京ファシリティサービス
代表取締役　黒沼夕起夫

横浜市旭区白根三丁目一六番一七号
（乙）パシフィック通工株式会社
代表取締役　黒沼夕起夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年一月二十一日

掲載頁　十四頁

令和七年五月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸町ダイビル

（甲）株式会社ＡＴホールディングス

代表取締役　福岡　賢明

愛知県碧南市中山町七丁目二六番地

（乙）旭鉄工株式会社

代表取締役　木村　哲也

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。

また、左記会社のうち甲及び乙は、前記乙及び丙の合併の効力発生を条件として、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十二頁（号外第一〇七号）

令和七年五月二十六日

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

（甲）株式会社東亜

代表取締役　新井　有羅

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

（乙）株式会社東亜商館

代表取締役　加藤　総一

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

（丙）株式会社東亜ＦＧ

代表取締役　加藤　総一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

（甲）ＹＦ　Ｆｒｅｓｈ　Ｆｕｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　黄　鑫

東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号祐真ビル新館五Ｆ

（乙）株式会社Ｔ－Ｇａｒｄｅｎ

代表取締役　山本　慎哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　一三八頁（号外第二二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　一二七頁（号外第二二八号）

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（甲）株式会社ｉｍｐａｃｔＴＶ

代表取締役　川村　雄二

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（乙）株式会社ｉｍｐａｃｔ・ｅ

代表取締役　川村　雄二

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十六日

横浜市港北区新羽町一七五六番地

（甲）株式会社アルプス物流

代表取締役　社長執行役員　寺**嵜**　秀昭

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

（乙）ＡＧＸ合同会社

代表社員　ＡＧＸ一般社団法人

職務執行者　長坂　英樹

合併公告

左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。（第一合併）

また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の効力発生を条件として合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。（第二合併）

また、左記会社のうち甲及び丁は、第二合併の効力発生を条件として合併して、甲は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散することにいたしました。（第三合併）

また、左記会社のうち甲及び戊は、第三合併の効力発生を条件として合併して、甲は戊の権利義務全部を承継して存続し戊は解散することにいたしました。（第四合併）

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://solva-legal.com/koukoku/trip_base_hotel_management_kk/

（乙）https://solva-legal.com/koukoku/classic_select_hospitality_service_kk/

（丙）https://solva-legal.com/koukoku/shhotel_systems_kk/

（丁）https://solva-legal.com/koukoku/sakaelchoume_hotel_systems_kk/

（戊）https://solva-legal.com/koukoku/shhotel_management_kk/

令和七年五月二十六日

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（甲）トリップベースホテルマネジメント株式会社

代表取締役　岡本　勇治

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（乙）ＳＨホスピタリティサービス株式会社

代表取締役　岡本　勇治

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（丙）ＳＨホテルシステムズ株式会社

代表取締役　田森　直紀

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（丁）栄１丁目ホテルシステムズ株式会社

代表取締役　田森　直紀

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

（戊）ＳＨホテルマネジメント株式会社

代表取締役　田森　直紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十六日

大阪府堺市北区長曽根町一〇番地柳生第二ビル二階

（甲）ウィルハウス株式会社

代表取締役　田中　圭一

大阪府高石市東羽衣三丁目二番一六号二階

（乙）アドウィル株式会社

代表取締役　田中　圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十六日

掲載頁　八十九頁（号外第一〇八号）

令和七年五月二十六日

大阪市北区梅田二丁目二番二号ヒルトンプラザウエストオフィスタワー一九階

（甲）メディケア・コスメ株式会社

代表取締役　鉄村　太成

大阪府東大阪市上石切町一丁目一一番一三号七階

（乙）株式会社クオリティ・オブ・ライフ

代表取締役　本部　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十一日

掲載頁　一六三頁（号外第一一一号）

令和七年五月二十六日

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一

（甲）トーワ株式会社

代表取締役　藤田　和也

大阪府泉佐野市りんくう往来北二番一一

（乙）株式会社トーワ

代表取締役　藤田　和也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十五頁（号外第九十五号）

令和七年五月二十六日

福岡市中央区大名二丁目八番一号

（甲）メディア総研株式会社

代表取締役　田中　浩二

大阪市西区立売堀一丁目三番一一号

（乙）メディア総研イノベーションズ株式会社　代表取締役　田中　浩二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のガス遮断弁事業、アミューズメント事業、機器事業の一部及び情報事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十一日

掲載頁　一〇八頁（号外第一四九号）

令和七年五月二十六日

福島県二本松市渋川字十文字一〇番地

（甲）ＯＫＩエム・イー株式会社

代表取締役　小池　寛

福島県二本松市渋川字十文字一〇番地

（乙）沖マイクロ技研株式会社

代表取締役　小池　寛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の運搬システム事業及び付帯する関連事業に関して有する権利義務の全てを承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都中央区明石町八番一号

（甲）ＩＨＩ運搬機械株式会社

代表取締役　赤松　真生

東京都中央区明石町八番一号

（乙）株式会社ＩＵＫクレーン

代表取締役　鈴木　大助

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＶＩ事業及びそれに関する資産、権利義務及び従業員によって構成される事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　五頁

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号恵比寿ビジネスタワー一三階

（甲）ＶＩ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　イェルク・ポシェル

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号恵比寿ビジネスタワー一三階

（乙）バイオトロニックジャパン株式会社

代表取締役　ジェフリー・アニス

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　六頁

令和七年五月二十六日

東京都葛飾区亀有三丁目二九番一―六〇四号

（甲）株式会社Ｆｏｏｄ　Ｅｍｏｔｉｏｎ

代表取締役　久松　秀樹

東京都葛飾区亀有三丁目二九番一―六〇四号

（乙）株式会社フォートップス

代表取締役　久松　秀樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区芝浦二丁目一七番一〇号新大友ビル四Ｆ

（甲）株式会社ＥＪ

代表取締役　武冨　友里

東京都港区芝浦二丁目一四番一三号加瀬ビル一六一―二階

（乙）合同会社ＬＴＨ

代表社員　上野真理子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一〇頁（号外第一〇五号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区芝浦三丁目九番一号芝浦ルネサイトタワー二Ｆ

（甲）株式会社Ｃｏｐｉａ

代表取締役　石川　正和

東京都港区芝浦二丁目一七番一〇号新大友ビル四Ｆ

（乙）株式会社ＥＪ

代表取締役　武冨　友里

吸収分割公告

当社は、吸収分割により株式会社ティーシーエス（住所東京都福生市志茂二一五番地）に対して当社のフォルクスワーゲン事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.vw-fkc.jp/koukoku.html

令和七年五月二十六日

東京都町田市鶴間八丁目一七番一号

株式会社ファイブスター東名横浜

代表取締役　板東　徹行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエージェント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.goods-n.com/announces

令和七年五月二十六日

東京都中央区京橋二丁目七番八号

（甲）株式会社Ｑｕａｓａｒ

代表取締役　加藤　拓哉

東京都中央区京橋三―一―一東京スクエアガーデン一四Ｆ

（乙）株式会社Ｇｏｏｄｓ―Ｎ

代表取締役　堀田　幸宏

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により荏原実業株式会社（乙、住所東京都中央区銀座七丁目一四番一号）のオゾン関連機器および医療機器に関する事業（ただし、官公庁向け業務の一部を行う部門を除く）に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しております。また、乙は甲の全株式を所有していますので、この会社分割による株式等の対価の交付はありません。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十六日

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目三番一二号

荏原実業テクノロジーズ株式会社

代表取締役　豊田　和之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金型部品加工等の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

長野県北安曇郡松川村森重五二六八番地二一三

（甲）株式会社共同技研

代表取締役　国枝　秀征

長野県北安曇郡松川村森重五二六八番地二一三

（乙）有限会社共同技研

取締役　横内　久哲

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の食堂・レストランの経営、食品・健康食品の販売、家電機器・事務機器の販売、インターネット、携帯情報端末機等を利用した広告業、情報提供サービス業、通信販売業及びそれらの仲介事業の全部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　七十二頁（号外第三〇五号）

令和七年五月二十六日

静岡県富士宮市田中町五四三番地

（甲）アソット株式会社

代表取締役　篠原松太郎

静岡県富士宮市田中町五四三番地

（乙）オブリックグループ株式会社

（旧商号　アソット株式会社）

代表取締役　篠原松太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するディープラボ株式会社（住所東京都渋谷区東二丁目二三番三号）に対して当社の教育研修用の教材等の制作及び教育訓練を行う事業者への提供に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.alpha-grp.co.jp/ir/library/affiliates/

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区東一丁目二六番二〇号

株式会社アルファライズ

代表取締役　吉岡伸一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ココネージュ（住所東京都新宿区新宿二丁目八番八号ヒューリック新宿御苑ビル八階）に対して当社の美容事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都新宿区新宿二丁目八番八号ヒューリック新宿御苑ビル八階

株式会社エストラボ

代表取締役　木原　武士

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アピエ（住所東京都港区芝五丁目一三番一一号ＭＡビル芝ＩＩＩＡＮＮＥＸ九階）に対して当社の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一一頁（号外第一〇五号）

令和七年五月二十六日

東京都港区芝浦三丁目九―一芝浦ルネサイトタワー二階

株式会社アジアピクチャーズエンタテインメント

代表取締役　上野　由洋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｆｒｅｅ　Ｌｉｆｅ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ（住所東京都港区芝五丁目一三番一一号ＭＡビル芝ＩＩＩＡＮＮＥＸ九階）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一〇頁（号外第一〇五号）

令和七年五月二十六日

東京都港区芝浦三丁目九―一芝浦ルネサイトタワー二階

株式会社ＧＦＳ　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ

代表取締役　武冨　友里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

カシマアセットマネジメント合同会社

代表社員　山口　修久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

東京都練馬区三原台三丁目五番二五―二一五号

合同会社MCS.TOKYO

代表社員　宮川　大祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

神奈川県横浜市金沢区六浦東三丁目一九番二二号

合同会社ＯＨＡＮＡ

代表社員　長瀬　明美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

愛知県岡崎市上六名四丁目六番地三

フォレスターズ合同会社

代表社員　小森　胤樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

大阪市西成区長橋一丁目一〇番一四号　矢田健倉庫六号室　合同会社セキュア

代表社員　前坂　勝義

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

大阪府寝屋川市清水町九番三二号　合同会社原田工務店

代表社員　原田　清

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

奈良県大和郡山市小南町五二三番地八　合同会社Ｑｕｉｃｋｅｎ．

代表社員　小谷　瑞季

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億千五百七十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十日

掲載頁　一一九頁（号外第五号）

令和七年五月二十六日

東京都江東区有明一丁目三番三三号　株式会社アークエッジ・スペース

代表取締役　福代　孝良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二六三号）

令和七年五月二十六日

東京都港区芝公園二丁目六番三号　株式会社ディアーズ・ブレインホールディングス　代表取締役　小岸　弘和

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一〇〇万円減少し、その全額を資本準備金に振り替えることを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内に当会社にお申し出ください。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区南青山三丁目八―四〇青山センタービル二Ｆ二二　ＴＲＩＡＳ株式会社

代表取締役　大久保亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千五百四十八万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月九日

掲載頁　八十頁（号外第一八八号）

令和七年五月二十六日

東京都中央区新川一丁目一六番一〇号　株式会社ミトヨ

代表取締役　竹島　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号　ＹＦ　Ｆｒｅｓｈ　Ｆｕｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　黄　鑫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

静岡県沼津市小諏訪四五九番地　有限会社ゴトーエンタープライズ

代表取締役　後藤　恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五万円減少し一〇五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

静岡県御前崎市池新田三九六二番地の二　合同会社ライフスタイル企画

代表社員　大石　衛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万九千八百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十三日

掲載頁　七十二頁（号外第一七四号）

令和七年五月二十六日

名古屋市東区葵一丁目二六番一二号ＩＫＫ０新栄ビル九階　株式会社ＰＲＥＶＥＮＴ

代表取締役　萩原　悠太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

名古屋市港区港楽一丁目一番港楽ハイツ五号棟一〇三号室　株式会社トラストワーク名古屋

代表取締役　岡野　翔大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

愛知県一宮市三ツ井七丁目一番六号トランコム一宮ビル二階　株式会社トラストワーク一宮

代表取締役　岡野　翔大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

三重県四日市市九の城町五番一二号うの森ビル一東　株式会社トラストワーク四日市

代表取締役　加藤　久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百五十万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　二頁

令和七年五月二十六日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番一五号南一階　株式会社ハナフル

代表取締役　佐藤　公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

福岡市城南区友丘二―七―三　合同会社スズラン

代表社員　田中　公司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十五日

掲載頁　九十二頁（号外第二六七号）

令和七年五月二十六日

福岡県福岡市南区向野二丁目一〇番二五号

カナエテ株式会社

代表取締役　石田　徹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akn.jp

令和七年五月二十六日

群馬県利根郡昭和村大字赤城原八四五番地

一三　グリンリーフ株式会社

代表取締役　澤浦　彰治

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社白川製作所との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日

埼玉県戸田市中町二丁目二一番一九号

株式会社白川ホールディングス

代表取締役　白川　大地

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億四千九百七十万六千二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　一四二頁（号外第二二八号）

令和七年五月二十六日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一

株式会社ワークスアプリケーションズ

代表取締役　秦　修

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千九百九十八万五千三百円、資本準備金の額を五億四千九百五十三万四千七百三十四円減少し、それぞれ七千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fujitacorp.co.jp/main/irinfotop/

令和七年五月二十六日

北海道苫小牧市若草町五丁目三番五号

株式会社フジタコーポレーション

代表取締役社長　遠藤　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億二千八百五十万円、資本準備金の額を金二億三千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十四頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十六日

さいたま市中央区下落合一〇八三番地三

株式会社T＆Nホールディングス

代表取締役　新島　徹男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億円、資本準備金の額を二十億円減少し、それぞれ二十一億五千二百二十六万千六百三円、五億九千八百八十六万千五百四十円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年六月二十七日、効力発生日は令和七年六月二十七日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十六日

東京都千代田区麹町二丁目四番地

株式会社極楽湯ホールディングス

代表取締役　新川　隆丈

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億三百七十七万二千三百五十七円、資本準備金の額を二十三億三百七十七万三千二百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　九十四頁（号外第一〇七号）

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号住友不動産原宿ビル五階

株式会社ｈａｃｏｍｏｎｏ

代表取締役　**蓮**田　健一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百十万二千七百円、資本準備金の額を一千七百九十三万六千六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.todoker.com/company/publicnotice

令和七年五月二十六日

東京都千代田区平河町一丁目三番一二号第二秩父屋ビル一階　株式会社トドケール

代表取締役　野島　剛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百四十九万九千五百円、資本準備金の額を六千四百四十九万九千五百円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月三十日

掲載頁　九頁

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社ウフル

代表取締役　園田　崇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億四千九百九十九万八千三円、資本準備金の額を十七億四千九百九十九万八千四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号祐真ビル新館五Ｆ　株式会社Ｔ－Ｇａｒｄｅｎ

代表取締役　山本　慎哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百九十七万六千円、資本準備金の額を三億九千九百九十七万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　四頁

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号ジャフコグループ株式会社内

ＶＭホールディングス株式会社

代表取締役　田中　久則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年五月三十日を効力発生日とする募集株式の発行により増加する資本金の額四億九千九百九十九万二千六百円、資本準備金の額四億九千九百九十九万二千六百円の全額について減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十四日

掲載頁　五十六頁（号外第二四九号）

令和七年五月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

UPWARD株式会社

代表取締役　金木　竜介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年五月十五日時点の三億五千八百四十万七千四十円から三億四千八百四十万七千四十円、資本準備金の額を令和七年五月十五日時点の三億四千八百四十万七千四十円から全額減少し、それぞれ一千万円及び〇円とすることにいたしました。

また、令和七年五月十六日から令和七年六月三十日までの期間に当社が発行している新株予約権が行使された場合、当該期間の末日までに効力が生じた当該新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分も減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年五月二十六日

東京都中央区新川一丁目一〇番一四号

株式会社ＳＡＮＫＯ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ　ＦＯＯＤＳ

代表取締役社長　長澤　成博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百万円、資本準備金の額を一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十三日

掲載頁　一一九頁（号外第一〇五号）

令和七年五月二十六日

富山県富山市黒瀬北町二丁目一三番地一

イムズビル四Ｆ

株式会社Ｇ＆Ｇホールディングス

代表取締役　宮城　大季

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七百九十万四十五円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、資本準備金の額を九百四十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://tanuki-tech.co.jp/association

令和七年五月二十六日

京都市中京区下丸屋町四〇三番地

株式会社タヌキテック

代表取締役　市川　浩也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十一日

掲載頁　八十一頁（号外第二四五号）

令和七年五月二十六日

福岡市博多区博多駅南五丁目一五番一八号

トラストメディカルサポート株式会社

代表取締役　久保薗　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十一日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー

アシュリオン・ジャパン株式会社

代表取締役　前田　隆志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十六日

北海道広尾郡広尾町会所前二丁目七七番地

廣尾協同石油株式会社

代表取締役　宮古　厚志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十六日

兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号

小林産業株式会社

代表取締役　小林　一啓

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十三日付で株券を発行しない旨の定款を定めることといたしましたので公告します。

尚、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十六日

鳥栖市曽根崎町一四八五番地一一

鳥栖共同配送センター株式会社

代表取締役　佐々木賢治

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＵＲＴホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十六日

札幌市中央区南八条西二十二丁目四番一〇号

株式会社イーエスジーマネージメント

代表取締役　安原　浩司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である川口泰司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十六日

東京都中央区月島一丁目一四番一三―八〇八号

ＡＩＴＥＫ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　川口　泰司

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を十八億千九百九十九万九千九百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和六年十二月四日付官報の号外第二百八十二号六十二頁に掲載されています。

令和七年五月二十六日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内

ＫＩＣあきる野特定目的会社

取締役　細谷晋一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千三百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十一日

掲載頁　八十頁（号外第二四五号）

令和七年五月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八千五百九十五万円減少し、優先出資七千七百十九口を一口につき五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を三億八千五百九十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二十三日

掲載頁　八十頁（号外第一七四号）

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｙｕｒｉ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億四千八百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十七頁（号外第一〇三号）

令和七年五月二十六日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｍ＆Ｃ　Ｓａｋｕｒａ特定目的会社

取締役　中村　武

非出資組合への移行の公告

当組合は、令和七年五月十八日開催の臨時総会の決議により、定款を変更して非出資組合に移行することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年五月二十六日

三重県多気郡多気町相可四六五番地の一

櫛田川河川漁業協同組合

代表理事　森山　清男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四二四	四	改正後欄終りから第一号	の二第一号	

（原稿誤り）

令和七年四月一日（号外特第十号）農林水産省告示第五百十七号（昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一九七	四	改正後欄終りから第六条	〃	(一)・(二)
		改正後欄終りから五	(一)～(五)	
		改正前欄	〃	(一)

令和六年六月二十八日（号外第百五十六号）公布国土交通省令第六十八号（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

一一七	一九	改正後欄終りから	若しくは構造	若しくは構造

令和七年一月二十九日（号外第十七号）国土交通省告示第五十三号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一七	一二	改正後欄終りから	雨水の侵入等	雨水の浸入等

令和七年五月七日官庁報告欄法務省告示配第十五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

九ページ三段終りから二〇行目から一八行目までを削除する。